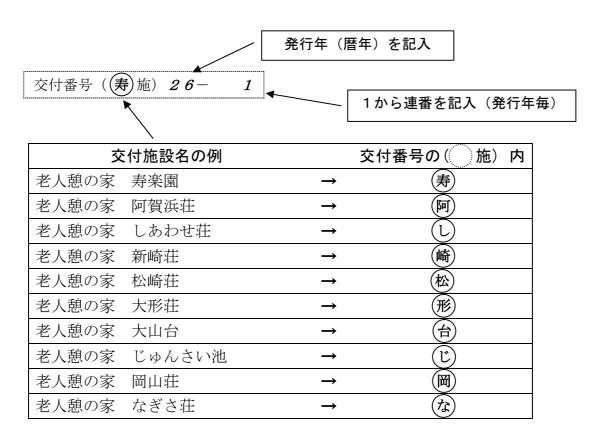
老人福祉センター及び老人憩の家利用証 交付マニュアル

平成 26 年 4 月

「老人福祉センター及び老人憩の家利用証」交付について

1 交付方法

- ① ご利用者から「利用証」の交付依頼があった場合, 60歳以上の市民であることを証明できる公の書類(保険証,運転免許証等)を提示していただき,住所および年齢を確認する。
- ②「利用証」に<u>交付番号、住所、氏名、生年月日、電話番号、交付年月日</u>を記入する。<u>※ 交付番号の記入方法は下記を参照</u>



- ③「老人福祉センター及び老人憩の家 利用証交付簿」に<u>交付番号(連番のみ)</u>, 氏名,住所,生年月日,交付年月日を記入する。
- ④ ご利用者に「利用証」を交付する。

2 留意点

- 〇 「利用証」の交付を希望される方が保険証、運転免許証等の公の書類をお持ちでないときには、改めて持参の上で、当該老人憩の家か、市の窓口(区役所健康福祉課・出張所・連絡所など)又は老人福祉センターにて「利用証」の交付を受けてもらうよう説明してください。
- 「利用証」は、市内の老人憩の家(30施設)、老人憩のフロアー(4施設)、 老人福祉センター(12施設)、潟東ゆう学館で使用できます。 例えば、老人憩の家「阿賀浜荘」で交付を受けた利用証を、老人憩の家「松崎 荘」で使用することができます。
- 個人情報の取り扱いについては、厳正な管理をお願いします。
- 利用証の残枚数が少なくなったとき、またご不明な点があったときは、中央区 健康福祉課高齢介護係までご連絡ください。

【東日本大震災及び福島第一原発事故の影響で本市に避難された方(以下「避難者」)への利用証の交付について】

- 〇 避難者に対する支援策として、当分の間、60歳以上の避難者にも、市内に住所を有する方と同様に、利用証を発行することとしています。
- 〇 窓口に、避難元の住所と 60 歳以上であることが確認できるもの(健康保険証・運転免許証等)を提示していただき、60 歳以上であることと、避難元の住所が、福島県、宮城県、茨城県などの被災地であることが確認できれば、市内に住所を有する方と同様に利用証を交付します。
- 〇 利用証の住所・電話欄には避難元のものを、緊急連絡先には避難先の市内居 住地・電話番号等を記入します。
- 利用証交付簿には避難元住所、避難先居住地の両方を記入します。

利用証 交付番号の(〇施)の〇内表示

X	交付施設名	交付番号の(〇施)の〇内
北	寿楽園	寿
	阿賀浜荘	阿
	しあわせ荘	U
	新崎荘	崎
	松崎荘	松
	大形荘	形
東	大山台	台
	じゅんさい池	Ü
	岡山荘	岡
	なぎさ荘	な
	ひばり荘	ひ
中央	沼垂荘	沼
十大	鳥屋野荘	鳥
	山潟荘	Ш
	米山荘	*
	大江山荘	江
江南	両川荘	両
江南	曽野木荘	曽
	大淵荘	淵
	新川荘	新
西	小針荘	針
	西川荘	Л
	明和荘	明

	神明荘	神
	五十嵐中島荘	五
	寺尾荘	÷
	槇尾荘	槇
	成巻莊	成
	やなぎ荘	p
西蒲	かすがい荘	か

(参考) 老人福祉センターの例

交付施設名		交付番号の()施)内
老人福祉センター黒埼荘	\rightarrow	黒
豊栄さわやか老人福祉センター	\rightarrow	豊
小須戸老人福祉センター	\rightarrow	(1)
老人福祉センター横雲荘	\rightarrow	横
老人福祉センターいこいの家西川荘	\rightarrow	西
老人福祉センターいこいの家月寿荘	\rightarrow	月
中之口老人福祉センター	\rightarrow	中
老人福祉センターいこいの家得雲荘	→	得
老人福祉センターいこいの家蛍雪荘	→	蛍

平成26年 老人福祉センター及び老人憩の家 利用証交付簿

施設名 **老人憩の家** 〇〇荘

	交 付 番 号	氏 名	住所	生年月日	交付年月日	備考
	1	新潟 太郎	学校町通1-602-1	S8 · 12 · 5	H26 · 5 · 1	再交付
	2					
	<i>3</i>					
	4					
5	<i>5</i>					
	<i>6</i>					
	7					
	8					
	9					
10	<i>10</i>					
	11					
	<i>12</i>					
	13					
	14					
15	<i>15</i>					
	<i>16</i>					
	<i>17</i>					
	18					
	19					
20	20					
	21					
	22					
	23					
	24					
25	<i>25</i>					